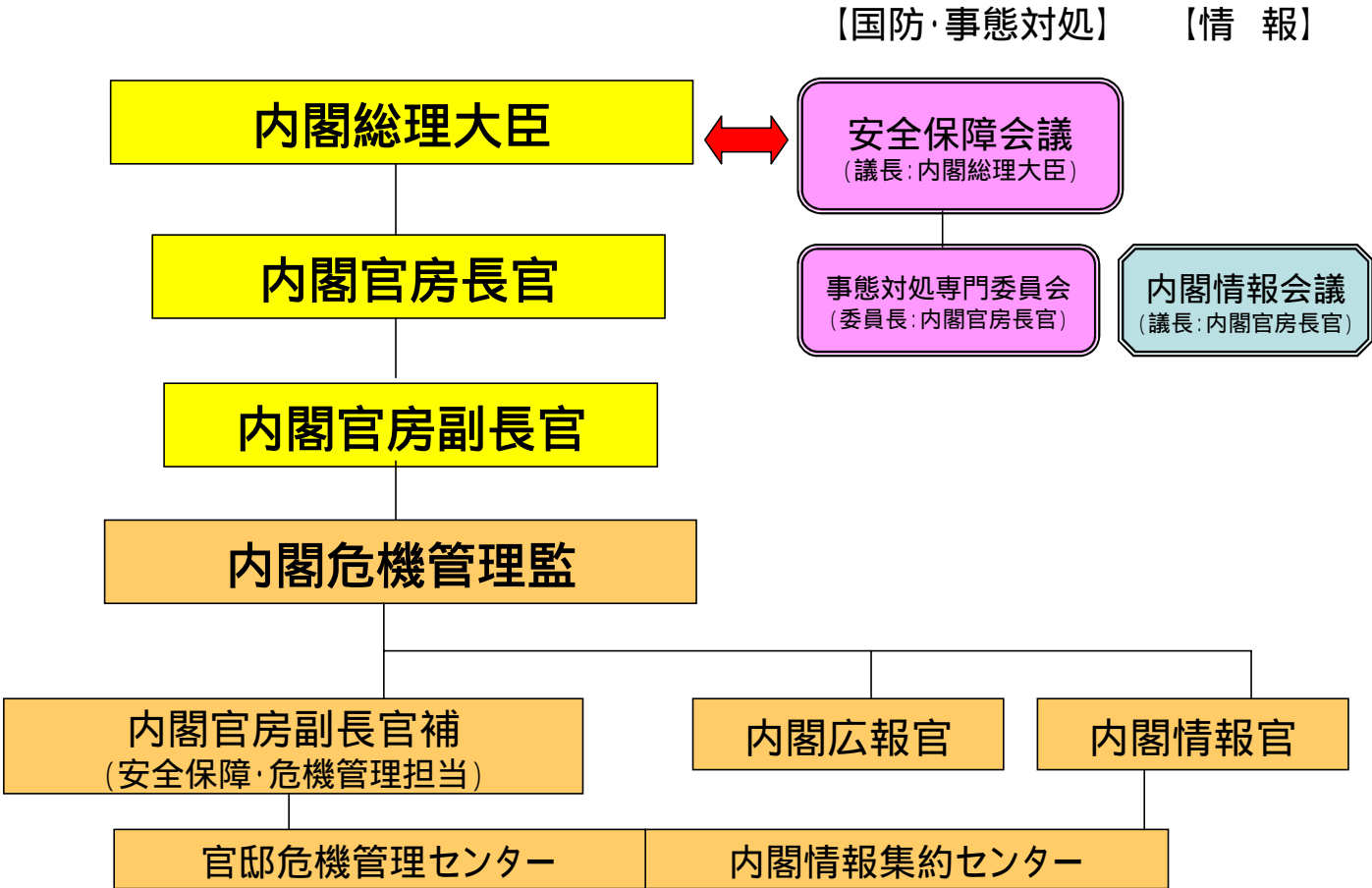


第9回「安全保障と防衛力に関する懇談会」資料

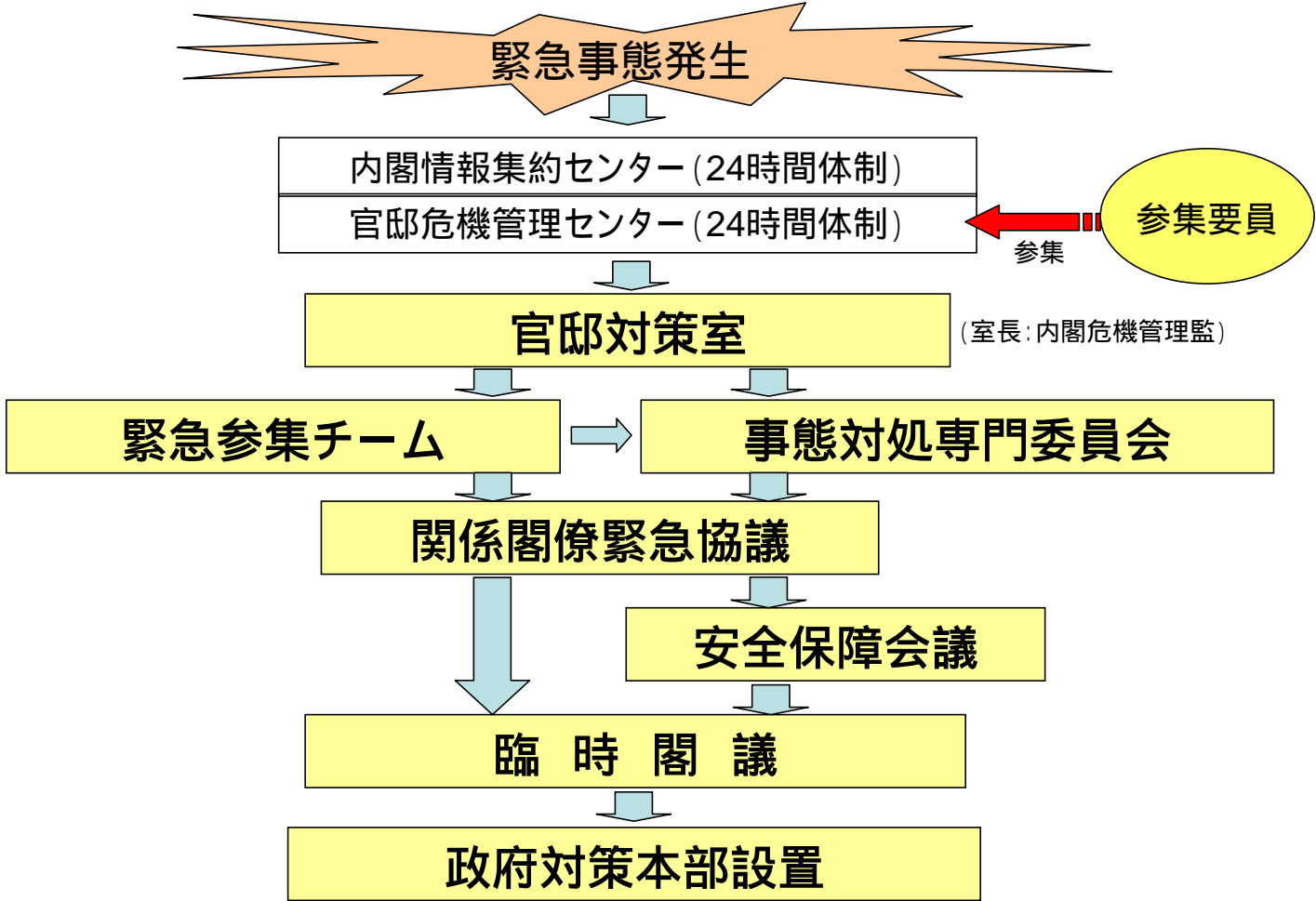
政府の意思決定と関係機関の連携について

平成16年9月6日

内閣の緊急事態対処体制



緊急事態における初動対処の概略フロー



内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)の体制

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)

内閣審議官 × 3

情報セキュリティ対策推進室

情報セキュリティ対策
サイバーテロ対策
電子政府 等

安全保障基本政策
事態対処専門委員会の運営
緊急時連絡・初動体制
大規模自然災害
危機管理センター運用
NBCテロ対策
テロ・ゲリラ等陸上事案への対処
ハイジャック対処
不審船等海上事案への対処
航空・鉄道・海上事故対処
在外邦人保護
日米・国際協力
大量避難民対策

事態対処法制の企画・総括
国民保護法の運用
指定公共機関に関する事項
特定公共施設利用法・米軍行動
関連措置法の運用
緊急事態基本法制の検討

等

イラク復興支援推進室

イラク復興支援

副長官補 × 1
内閣審議官 × 3
内閣参事官 × 14 (うち併任参事官 × 7)
内閣事務官 × 79 (うち併任事務官 × 30)

計 97人

〔 出向元: 内閣府、警察庁、防衛庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
気象庁、海上保安庁 等 〕

安全保障会議について

国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議する機関として、内閣に設置

安全保障会議

議長：内閣総理大臣

議員：内閣法 9 条指定大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛庁長官

- ・内閣総理大臣の諮問に基づき、国防の基本方針、防衛計画の大綱、対処基本方針その他国防に関する重要事項^(注)、重大緊急事態への対処に関する重要事項を審議
- ・これらの事項について、内閣総理大臣に対し意見具申

(注)「その他の国防に関する重要事項」：治安出動、海上警備行動等

事態対処専門委員会

委員長：内閣官房長官

委員：内閣官房副長官（政務、事務）、内閣危機管理監、内閣官房副長官補、内閣情報官、総務省総務審議官、消防庁長官、法務省入国管理局長、外務省総合外交政策局長、財務省財務官、財務省関税局長、経済産業省貿易経済協力局長、資源エネルギー庁長官、国土交通省国土交通審議官、海上保安庁長官、警察庁次長、防衛庁防衛局長、統合幕僚会議議長

- ・平素から事態発生に備え、各種の事態に応じた対処の基本、対処方針の策定手順等に関する分析・検討を行い会議を補佐
- ・平素からの準備・検討の成果を活用しつつ、事態の認定、対処方針の策定等に関し、会議を補佐

(参考)

米国の国家安全保障会議 (National Security Council)

1947年7月26日の国家安全保障基本法 (National Security Act) により設立。

国家安全保障及び外交政策について大統領を助言し支援することと、政府内の政策調整を行うことを任務とする。

法律上の規定による公式メンバーは、大統領(議長)、副大統領、国務長官、国防長官の4名。公式アドバイザー (statutory advisor) は、CIA長官とJCS議長の2名。「大統領決定」による参加者は、財務長官、国連大使、経済政策担当大統領補佐官、国家安全保障問題担当大統領補佐官 (NSA) (ブッシュ政権)。

事務局 約200人

英国の内閣委員会 (Ministerial Committees)

英国には、安全保障会議や他国における国家安全保障会議に相当する機関は存在せず。

代わりに、閣議の負担を減らす観点から、閣僚がメンバーとなっている**内閣委員会** (Ministerial Committees) が設置され、そこでほとんどの政策決定が行われる。安全保障担当の内閣委員会は以下の通り。

「防衛及び海外内閣委員会」 (Ministerial Committee on Defence and Overseas Policy)

「情報活動内閣委員会」 (Ministerial Committee on Intelligence Services)

緊急事態に際しての政府としての迅速・的確な意思決定

武力攻撃事態における通常的意思決定手順

政府は武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針(対処基本方針)を作成



内閣総理大臣は、安全保障会議に対処基本方針を諮問



安全保障会議は、内閣総理大臣に答申



閣議において、対処基本方針を決定し、国会へ承認申請



国会は、内閣総理大臣に対し、承認を議決した旨通知



内閣総理大臣が防衛庁長官に対し、防衛出動を下令

(注)特に緊急の必要があり、事前に国会の承認を得るいとまがない場合は、内閣総理大臣が防衛出動を下令

意思決定の迅速化

内閣法第6条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。



電話等による閣議決定

緊急事態に応じた対策本部の設置、重大テロへの初動対処に係る重要事項並びに治安出動命令の発出のために閣議を開催する場合には、必要に応じ、電話等により各閣議大臣の了解を得て閣議決定を行うことができる。この際、連絡をとることができなかった閣議大臣に対しては、事後速やかに連絡を行うこととされている。('緊急事態に対する政府の初動対処体制について'(平成15年11月21日)、「重大テロ等発生時の政府の初動措置について'(平成10年4月10日)、「大規模テロ等のおそれがある場合の政府の対処について'(平成13年11月2日閣議決定))

内閣総理大臣による承認

潜没潜水艦へ対処するため、内閣総理大臣が、防衛庁長官から海上警備行動の承認を求められた場合には、平成8年12月の閣議決定('我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について')に従い、当該承認を実施する。

各種訓練等の実施

政府総合防災訓練

- ・ 総合防災訓練 (H16.9.1)
- ・ 原子力総合防災訓練 (H15.11.26)

各種図上訓練

- ・ 南関東直下型地震 (H15.1)、東海地震 (H16.1.23)
- ・ NBCテロ対処図上訓練 (H15.11.25)
- ・ 流出油災害対応訓練 (H15.12.17)
- ・ 武装不審船対処シミュレーション (H16.6.3)
- ・ 水害対処訓練 (利根川破堤) (H16.6.18)

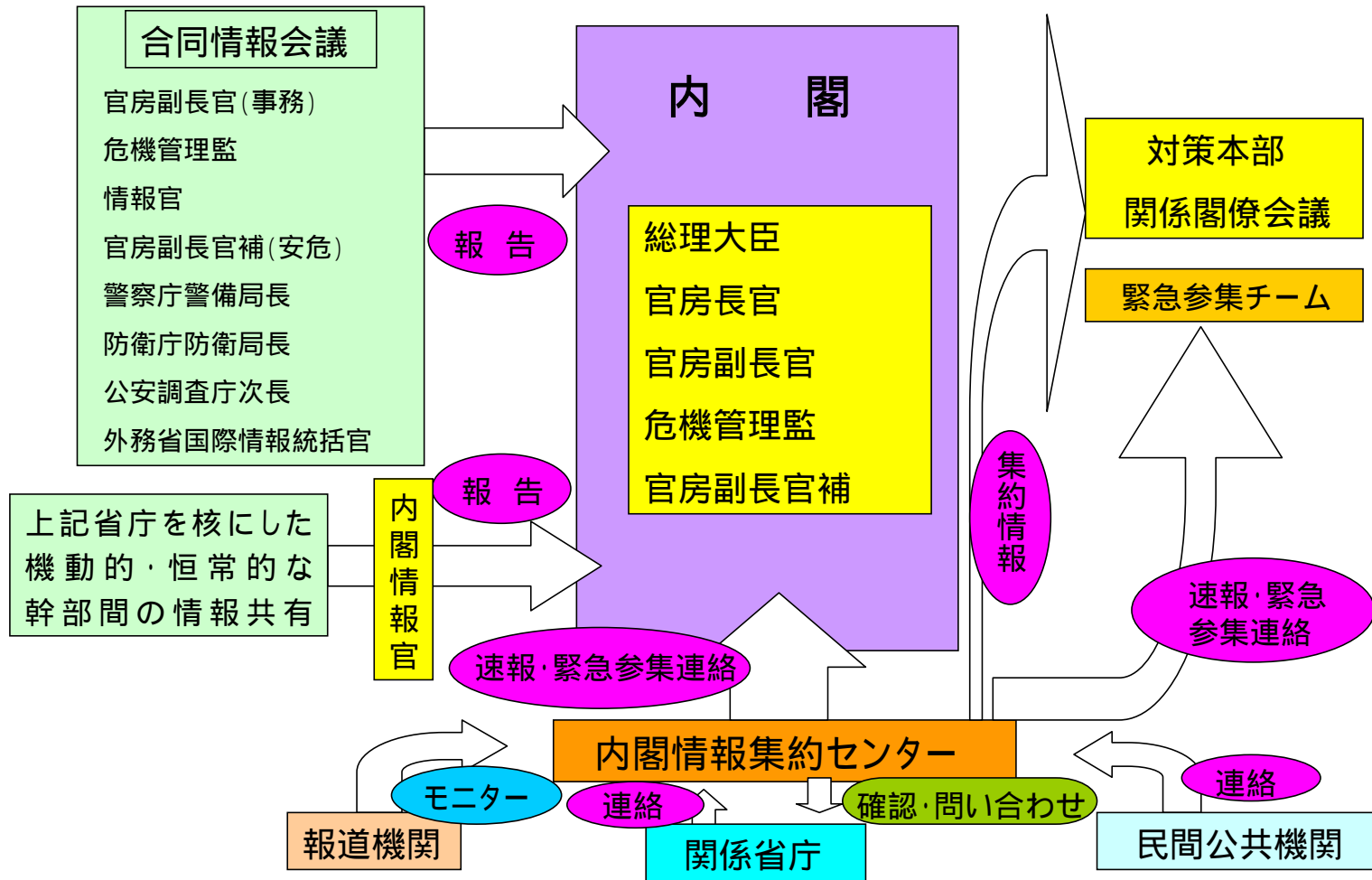
危機管理センター初動対処訓練

- ・ 参集訓練、センター立ち上げ訓練、各種事態初動対処訓練
- ・ 訓練システム・情報伝達システム

自衛隊と警察・海上保安庁との共同訓練

- ・ 自衛隊と警察との共同図上訓練 (平成14年以降、計30回実施)
- ・ 海上自衛隊と海上保安庁による不審船共同対処等に係る訓練 (平成11年以降、射撃訓練、図上訓練、実働訓練等を計12回実施)

内閣官房における情報の体制



内閣情報会議

我が国又は国民の安全に関する国内外の情報のうち、内閣の重要政策に関するものについて、関係行政機関が相互に緊密な連絡を行うことにより総合的な把握をするため、内閣に内閣情報会議を設置する。

議長	内閣官房長官
委員	内閣官房副長官(政務)
	内閣官房副長官(事務)
	内閣危機管理監
	内閣情報官
	警察庁長官
	防衛事務次官
	公安調査庁長官
	外務事務次官

合同情報会議

関係行政機関相互間の機動的な連携を図るため、内閣情報会議に合同情報会議を置く。

議長	内閣官房副長官(事務)
構成員	内閣危機管理監
	内閣副長官補
	(安全保障、危機管理担当)
	内閣情報官
	警察庁警備局長
	防衛庁防衛局長
	公安調査庁次長
	外務省国際情報統括官

意思決定を支える情報の集約と共有

